

## プレスリリース

2011年9月30日

### 報道各位

#### 書籍スキャン事業者からの質問書回答についてのご報告

私たち、下記の作家と出版社は、去る9月5日、連名にて98社の書籍スキャン事業者に、添付（参考資料P4～P5）の質問書を発送いたしました。質問書は87社に届き、本日までに43社より有効回答を受領しましたので、その概略をご報告します。

質問1へは、43通中、①「今後も依頼があればスキャン事業を行う予定」との回答が2社（4.7%）、②「差出人作家の作品について、今後スキャン事業を行わない」との回答、及び事業の終了方針を記載したりサイトを閉鎖した事業者が合計37社（86.0%）、③その他の無記載が4社（9.3%）でした。なお、このほか、質問書には返信しないまま、サイトを閉鎖・停止中の事業者が数社確認されています。

質問2(1)へは、①「依頼者が実際に私的使用を目的としているか否かを特に確認していない」との回答が2社（4.7%）、②「依頼者に私的使用目的であると申告させている」との回答が14社（32.6%）、③「上記以外の方法で確認」との回答が19社（44.2%）、④無記載が8社（18.6%）でした。ただし、③の「上記以外の方法」の具体的記載は、全て依頼者に私的使用目的である旨を画面上で確認・同意してもらうという趣旨のものであり、この点を含めれば、「依頼者の自己申告」以外の回答は見出せませんでした。

質問2(2)へは、①「法人からの発注に応じている」との回答が6社（14.0%）、②「法人からの発注には応じていない」との回答が26社（60.5%）、③無記載が11社（25.6%）でした。

今回、著作者・出版社の意向を汲み、対象書籍のスキャン事業をおこなわない姿勢を示した回答が大部分だったことは評価できると考えます。ただし、一部の事業者において、今回の通知は「拒否リスト」であるとして、差出人となった122人の作家・及び7出版社の書籍以外は、著作権者の許諾がなくともスキャン事業を継続できるかのような発言が見られたことは、非常に問題です。そのような理解は、通知書の趣旨と現行著作権法を曲解するものです。

前回もお伝えしたとおり、私たちはビジネスとしての電子書籍の可能性やユーザーにとっての利便性を決して軽視するものではありません。先日発足が発表された「出版デジタル機構」を含めて、電子書籍のラインナップ充実などの努力は続けていく所存です。それだけに、大手スキャン事業者自らが、ホームページで「書籍のデータ取得や裁断書籍の転売目的の業者がいる」と注意を呼びかけているような現状は、問題が多いと言わざるを得ません。

今後も未回答の事業者を含めて状況を注視し、必要な対処をおこなってまいります。また、特に悪質と判断した事業者については、法的措置を含めて、弁護団と対応を検討いたします。

以上